

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

新社員会員入会基準

規程第16号

平成29年12月5日

第7回理事会決定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）に社員又は会員として加入することを希望する団体又は個人について、定款第6条第1項の申込書の書式及び同条第2項の入社又は入会の基準を定めるとともに、理事会における承認手続きを定めるものである。

(新社員の審査)

第2条 新社員は、団体会員の中から、当該団体の意向と概ね1年間の会員としての活動実績等をみて理事会の審査により決定する。

(新会員の入会基準)

第3条 本協会に新しく加入を望む団体又は個人は、次項以下の基準を満たすと認められる場合に団体会員又は個人会員とする。

2 本協会への加入を望む団体又は個人は、本協会の設立趣旨に賛同し本協会のすべての社員及び会員と一致協力して事業の推進に努める意思がなければならない。

3 団体にあつては、一定数の会員を擁し、健全に運営されているとともに、本協会への入会について組織としての合意がなければならない。

(団体会員の加入申し込み)

第4条 本協会の会員として加入を希望する団体又は個人の加入申込書は、末尾の「様式第1」とし、次の各号の書類を付して本協会事務局に申し込むものとする。

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 定款
- (3) 過去2年間の貸借対照表及び収支決算書。
- (4) 過去3年間の活動実績報告書（設立3年に満たない団体は設立後の実績）
- (5) 10名以上の会員を擁する団体であることがわかる文書。
- (6) 本協会に組織として加入する旨を決定したことがわかる文書
- (7) 本協会に参加し、どのような貢献をする予定かを記した計画書。

2 法人格を有しない団体にあつては、前項第1号及び第2号に替えて次の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿及び当該役員の選出経緯のわかる文書。
- (2) 定款若しくは会則、規約等団体の事業目的、運営に関する規則のわかる文書。

（個人会員の加入申し込み）

第5条 本協会の個人としての会員は、当分の間募集しない。

2 社員総会において役員に選出された社員団体に属さない個人は、役員に選出された時点で個人会員とする。

（加入申し込みの時期）

第6条 団体会員の申し込みの受付開始及び締切時期は、毎年ホームページに明示する。

（事務局における受付）

第7条 事務局は、団体からの加入申し込みについては、加入申込書のほか第4条各号の書類を確認する。

- 2 団体会員が社員になることを希望する場合の社員承認申請書は「様式第 2」とし、過去 1 年間の活動実績を文書にして添付し、事務局に申し入れるものとする。

(理事会における審査)

第 8 条 理事会では、新会員入会又は入社可否について、団体ごとに審議し、その入会又は入社可否を決定する。

- 2 定款第 46 条により、過半数の出席した理事会で、3 分の 2 を超える理事が承認の意思表示をした団体について、入会を承認された会員とする。
- 3 団体会員が社員になることの承認についても前項と同様とする。
- 4 代表理事は、会員への加入申込者又は入社承認申請会員に対しその入会又は入社可否を伝える。

附則 この規程は、決定の日より実施する。

様式第 1 加入申込書

平成 年 月 日

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会
会長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会 加入申込書

今般、(団 体 名) は、貴協会の設立趣旨に賛同し、
この事業の推進のため協力いたしたく、関係書類を添えて
加入を申し込みます。

様式第 2 社員承認申請書

平成 年 月 日

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会
会長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会 社員承認申請書

今般、(団 体 名) は、平成 年 月以来、協会の
会員として活動してきましたが、社員としての加入をご承認
いただきたく、会員としての活動実績報告書を添えて、申請
いたします。